

(様式第2号)

監委第97号
令和6年3月12日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 矢部 伸幸 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 山田 隆史

定期監査結果報告書
(市民生活部・文化スポーツ部・議会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 市民生活部（市民そうだん課、市民課、交通対策課、地域総務課、中央地区振興課、南地区振興課、東地区振興課、北地区振興課、尾島地区振興課、新田地区振興課、藪塚地区振興課）
文化スポーツ部（文化スポーツ総務課、スポーツ振興課、スポーツ学校担当、スポーツ施設管理課、文化課、学習文化課、美術館・図書館、芸術学校担当）
議会事務局（議会総務課）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)
(2) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(3) 財産管理（備品、公用車等）は適正か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和5年度（監査基準日：令和5年12月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、監査諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和6年1月29日から令和6年2月14日まで

6 監査の結果

市民生活部、文化スポーツ部及び議会事務局における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。